

高第1332号
令和3年2月27日

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
} 様
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

岐阜県健康福祉部長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更を受けた 緊急事態対策の変更について

令和3年2月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、2月28日をもって本県が対象区域から除外されることとなりました。

期間満了（3月7日）を待つことなく、宣言解除が実現できたのも、事業者の皆様のご理解、ご協力のおかげと感謝申し上げる次第です。

しかしながら、これで新型コロナウイルス感染症が完全に終息したわけではなく、感染の再拡大を防止するため、引き続き効果的な感染防止策を講じる必要があります。

については、県内の高齢者福祉サービス事業所等におかれでは、福祉施設における対策として、各施設の感染対策担当者である「ぎふコロナガード」により、「日常生活での予防策の徹底」、「施設の感染防止体制（職員研修の実施など）」、「持ち込まない対策（職員、利用者、委託業者への水際対策）」、「施設内の対策（利用者の体調管理、食事場所対策等）」について下記事項により引き続きチェックをいただき、感染拡大防止の取組みの徹底を継続願います。

記

1 職員、利用者等の感染防止対策について

- ・職員及び利用者におかれでは、引き続き日常生活での感染予防策（マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保等）の徹底とともに、感染リスクを避ける行動（リスクを伴う飲食の自粛、昼夜を問わない不要不急の外出自粛、県をまたぐ不要不急の移動自粛、年度末の高感染リスクとなる行事の回避）を徹底してください。
- ・職員の方は、体調不良の時は適切に休み、診療を受けることの徹底をお願いします。
- ・県が配信する感染防止対策に関する動画等を用いて施設内研修を開催し、職員の方々が感染防止に関して正しい知識を習得いただくよう、引き続き確認をお願いします。
- ・利用者の方にも、日常生活での感染予防策の徹底と体調不良時の対応の徹底についてご理解とご協力いただきますよう引き続き周知をお願いします。
- ・施設内感染の原因として、職員・利用者のご家族様の感染を起因として職員等が感染され、施設内に感染が持ち込まれるといった事例がこれまで多数生じております。そ

のため、ご家族様にも施設の感染防止対策の徹底へのご理解とご協力をいただきますよう、引き続き周知をお願いします。

2 施設へ感染を持ち込まない・拡大させない対策について

- ・職員及び利用者におかれでは、毎日の体調管理についてチェックシート等を用いた体温・症状等の記録の整備、保管を継続していただくようお願いします。
- ・利用者、面会者、関係業者等の来訪者すべての方の体調チェックの徹底により、水際作戦の一層の強化、徹底の継続をお願いします。
- ・施設内の標準予防策（マスクの常用、手指消毒の強化等）の再確認、強化・徹底の継続をお願いします。
- ・入所施設では、入所者の体調管理を徹底し、体調不良の入所者には速やかに診療を受けていただくとともに、マスクに加えフェイスシールド等の個人防護具を使用して対応するよう引き続きお願いします。
- ・通所系施設では、職員及び利用者の毎日の体調チェック徹底、送迎車両でのマスク着用及び換気等、共用部分やリハビリ機器の消毒及び手指衛生の強化、食事時及び入浴時のマスクに加えたフェイスシールド着用等による対策を引き続きお願いします。
- ・食事の場所や更衣室（ロッカー室）については、他の職員等と一定の距離を保つなど感染リスクを徹底して避ける配慮を継続してください。

＜添付資料＞

- ・「緊急事態対策からの変更点（3月1日から3月7日）」
- ・「緊急事態対策」（令和3年2月4日改定岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部）